

研究連携協定書

キーワード：中山間地、新規就農者、省力・軽労化

京都府農林水産技術センター（以下「甲」という。）、大阪府環境農林水産総合研究所（以下「乙」という。）、奈良県農業総合センター（以下「丙」という。）及び和歌山県農林水産総合技術センター（以下「丁」という。）は、以下の研究を効率的に推進することが地域の共通の課題であることに鑑み、研究資源の利用効率を共同して向上させ、当該研究を効率的かつ効果的に推進するため、次のとおり協定を締結する。

第1章 役割分担（研究の重点化）

（対象機関）

第1条 本章の対象機関は、甲、乙、丙及び丁とする。

（対象分野）

第2条 本章が対象とする研究分野は以下のとおりとする。

- 一 飼料米生産に関する研究
- 二 ナシの栽培に関する研究
- 三 イチジクの栽培に関する研究
- 四 モモの栽培に関する研究
- 五 カキの栽培に関する研究

（研究資源の重点化）

第3条 本章が対象とする研究分野に係る全ての研究資源を甲は飼料米生産に関する研究及びナシの栽培に関する研究、乙はイチジクの栽培に関する研究、丙はカキの栽培に関する研究、丁はモモの栽培に関する研究及びカキの栽培に関する研究に集約する。

（成果の取扱い）

第4条 本章が対象とする研究分野における各試験研究機関の研究成果に起因する特許等に係る知的財産権は、各試験研究機関が所有する。

2 甲、乙、丙及び丁は、当該知的財産権の実施許諾に当たっては、誠意を持って各機関間で協議することとする。

（秘密保持）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、本章に基づく取り組みの結果知り得た秘密情報を甲、乙、丙及び丁以外の者に漏らしてはならない。

2 前項に定める秘密情報とは、書面または電磁的記録媒体に秘密である旨の表示があるものとし、口頭または映像等の視覚的手段による情報の場合は秘密である旨の表示がされた書面が、開示・提供のあった日から15日以内に交付された場合に限る。

第2章 研究の共有化

(対象分野)

第1条 本章が対象とする研究分野は、カキの栽培に関する研究とする。

(研究資源の共有化)

第2条 丙及び丁は、カキの栽培に関する具体的な研究計画を共同で策定するとともに、当該計画に基づく研究の進行管理を共同で行うこととする。

2 丙及び丁は、カキの栽培に関する研究の遂行に必要なデータ、参考資料その他の情報を相互に開示することとする。但し、第三者との契約により秘密保持義務を負っているものはこの限りではない。

3 丙及び丁は、第2項の相互開示を即座に行うことができる電子媒体を活用した情報システムを構築することとする。

4 第1項の具体的な共同研究計画の策定及び第3項の電子媒体を活用した情報システムの構築については、本協定の発行後1年以内に行うこととする。当該計画の下での研究及び当該システムの利用の開始も同様とする。

(知的財産権の取扱い)

第3条 本章が対象とする研究分野における各試験研究機関の研究成果に起因する特許等に係る知的財産権は、各試験研究機関が所有する。

2 各試験研究機関が共有する研究成果に起因する特許等に係る知的財産権は、各試験研究機関の貢献度に応じて持分を配分することとする。

3 丙又は丁は、研究成果の利用及び研究成果に起因する知的財産権の実施許諾に当たっては、誠意を持って両機関間で協議することとする。

4 丙又は丁は、カキの栽培に関する研究の成果を第三者に知らせようとするとき又は公表しようとするときは、事前に相手方の同意を得るものとする。

(秘密保持)

第4条 丙及び丁は、本章に基づく取り組みの結果知り得た秘密情報を丙及び丁並びに第1章にかかる試験研究機関以外の者に漏らしてはならない。

2 前項に定める秘密情報とは、書面または電磁的記録媒体に秘密である旨の表示があるものとし、口頭または映像等の視覚的手段による情報の場合は秘密である旨の表示がされた書面が、開示・提供のあった日から15日以内に交付された場合に限る。

第3章 共通事項

(対象機関)

第1条 本章の対象機関は、甲、乙、丙及び丁とする。

(有効期間)

第2条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は平成26年3月31日までと

する。ただし、有効期間満了の6ヶ月前までに甲、乙、丙又は丁のいずれからも申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

(その他)

第3条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲、乙、丙及び丁が協議の上、定めるものとする。

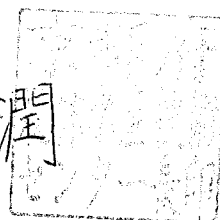
この協定締結の証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年6月10日

(甲) 京都府農林水産技術センター

センター長

甲谷 潤



(乙) 大阪府環境農林水産総合研究所

所 長

吉田 敏



(丙) 奈良県農業総合センター

所 長

岡山 健夫



(丁) 和歌山県農林水産総合技術センター

所 長

木村 公一

